

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（内閣府）

制 度 名	寄附金控除の年末調整対象化				
税 目	所得税				
要 望 の 内 容	<p>認定特定非営利活動法人等、公益社団・財団法人における寄附金控除に係る手続きについて、年末調整の対象とすること</p> <table border="1" data-bbox="874 808 1490 904"> <tr> <td data-bbox="874 808 1219 904">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1219 808 1490 904">0 百万円 （ - 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	0 百万円 （ - 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	0 百万円 （ - 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>「新しい公共」によって支え合う社会の実現のためには、その担い手である特定非営利活動法人、公益社団・財団法人の活発化が今後も必要である。特定非営利活動法人、公益社団・財団法人の財政基盤を強化するため、寄附金が受けられる特定非営利法人、公益社団・財団法人について今まで以上に寄附を集めやすくするなどの制度的仕組みが必要である。そのため、寄附金控除に係る手続きについて年末調整の対象とする必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>東日本大震災により多くの市民からの寄附が行われているところであるが、現在は寄附金控除を受けるためには給与所得者であっても確定申告を行うことが求められており、平成 23 年度税制改正により導入された寄附金税額控除制度の効果を最大化するためには、寄附金控除に係る手続きについて年末調整の対象とし、利便性を図る必要がある。</p> <p>寄附金控除の年末調整対象化により、寄附者側の負担が軽減され、法人側では寄附が集まりやすくなるため双方にメリットが生じることとなる。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	政策分野・・・市民活動促進、公益法人制度改革等 政策・・・・・・市民活動の促進、公益法人制度改革等の推進 施策・・・・・・市民活動の促進、公益法人制度改革の推進
		政策の達成目標	特定非営利活動法人、公益社団・財団法人の財政基盤を整備し、その活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進を図ること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	寄附金の税制優遇に係る認定特定非営利活動法人制度は、制度の発足以来約10年を経ており、平成23年度には認定基準の緩和や寄附金税額控除制度の導入等の改正が行われたところであるが、現時点においても認定法人数は少数（平成23年8月16日現在232法人）にとどまっており、法人の財政上の問題を解決するにはまだ十分ではないとの指摘がなされている。 また、新公益法人制度は、平成20年12月に施行され、平成23年9月12日現在で全国で約2,000法人の公益社団・財団法人が誕生しているところであるが、公益活動の一層の促進を図るためには、その重要な原資の一つである寄附金について、寄附が行いやすく法人への寄付が促進されていく制度設計が求められる。	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	【法人】 認定特定非営利活動法人232法人（平成23年8月16日現在） 公益社団・財団法人 全国で約2,000法人（平成23年9月12日現在） 【個人】 平成21年度に給与所得者で寄附金控除の申告を行った者は約9万人
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	寄附金控除の手続きが年末調整で行われるようになることにより、給与所得者からの寄附が増加し、認定特定非営利活動法人等、公益社団・財団法人の財政基盤の整備及び認定特定非営利活動法人等の増加につながる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・個人が認定特定非営利活動法人等、公益社団・財団法人へ寄附した場合の所得税、贈与税及び地方住民税の措置 ・認定特定非営利活動法人等、公益社団・財団法人自身が寄附した場合の法人税の措置
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	寄附金控除の年末調整対象化により、サラリーマン等の給与所得者からの寄附が増加することが考えられる。寄附の増加は、特定非営利活動法人、公益社団・財団法人の財政基盤の整備、認定特定非営利活動法人等の増加につながり、更なる市民活動の促進、公益の増進に資すると考えられることから、これらの措置を講ずることは妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	みなし寄附金額 平成20年度 4百万円 平成21年度 5百万円 平成22年度 5百万円
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	特定非営利活動法人の財政基盤を整備し、その活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進を図ること。
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
		これまでの要望経緯	—